

総合評価方式に関するQ&A

成田市

令和6年4月

1. 全般

	質問	回答
1	技術資料の様式はどこにありますか。	成田市契約検査課のホームページよりダウンロードして作成してください。
2	技術資料の提出方法は。	入札公告に示された期限までに届くように簡易書留で郵送してください。案件を特定するため、封筒には必ず、会社名、入札件名及び「技術資料在中」の記載をお願いします。
3	技術資料の再提出は認められますか。	技術資料の提出期限後においては、提出された技術資料の訂正、差替え及び再提出は認めません。ただし、内容確認のため、聴き取りを行ったときはこの限りではありません。
4	落札者決定、契約の時期はいつになるのですか。	開札により落札予定者が決定したのち、低入札価格調査を実施しない場合は、原則、即時落札者決定します。低入札価格調査を実施する場合は、成田市工事等指名業者選定審査会の審査を経て正式に落札者決定となります。さらに、落札者決定から7日以内に契約を締結することとなります。

2. 過去10年以内の同種工事・同規模工事の施工実績

	質問	回答
5	過去10年以内とは、いつからいつまでですか。	過去10年以内とは、当該工事の入札公告を行う前年度から過去10年に、当該年度の入札公告日までを加えた期間とします。例えば、R2年9月1日公告の案件では、H22年4月1日からR2年8月31日までの期間となります。
6	いつの時点が該当していればよいのですか。	竣工した工事を対象としており、完成検査日で判断しています。
7	繰越工事はどう扱われますか。	発注年度に関係なく、工事完成検査後に、完成が認められた日の属する年度に計上します。
8	施工実績が成田市発注の工事案件でも、証明資料の提出は必要ですか。	審査の公平性を担保する観点から、「提出された資料のみ」で判断しますので、資料の提出が必要です。実際に施工実績があっても資料の提出がない場合や、不備等により資料で確認できない場合は評価されませんのでご注意ください。

9	同種工事の施工実績を満たす資料とはどのようなものですか。	公告中〔注釈〕の注2で示している施工実績を満たしていることを証明できるものとしては契約図面が考えられます。そのほか、仕様書や設計書、コリンズに施工実績を満たす内容が記されていれば、それらも資料になりえます。資料の中で、施工実績の証明が出来ないと判断された場合、加点にはなりません。また、施工実績を満たす箇所にマーカ―を引くなどすると、判断がしやすくなります。
10	同種工事の施工実績を示す工事と、同規模工事の施工実績を示す工事は同一でなくても大丈夫ですか？ また、複数の施工実績を提出してもいいですか？	提出できる工事は1件のみとなります。複数の工事が提出された場合、実績を満たす案件があったとしてもどちらも加点対象になりませんのでご注意ください。また、「同種かつ同規模」については、「同規模」を満たすだけでは加点されませんのでご注意ください。
11	同規模以上とは発注工事の予定価格以上とのことですが、当初契約では同規模ではなかったものの、増額の変更契約によって同規模以上となった場合は認められますか？	最終請負金額で判断します。当初契約書及び変更契約書やCORINS等の添付により、契約変更後の金額が証明できれば、同規模以上と認めます。

3. 成田市発注工事における過去2年以内の同一業種の工事成績の平均点

	質問	回答
12	過去2年以内とは、いつからいつまでですか。	過去2年以内とは、当該工事の入札公告を行う前年度から過去2年に、当該年度の入札公告日までを加えた期間とします。例えば、R2年9月1日公告の案件では、H30年4月1日からR2年8月31日までの期間となります。
13	いつの時点が該当していればよいのですか。	竣工した工事を対象としており、完成検査日で判断しています。
14	繰越工事はどう扱われますか。	発注年度に関係なく、工事完成検査後に、完成が認められた日の属する年度に計上します。
15	対象とするのは同一業種のみですか。	そのとおりです。同一業種とは建設業法で規定する業種と同一であることを意味します。土木一式工事の入札案件であれば、過去2年以内の土木一式工事の工事成績の平均点で判断します。

4. 成田市における過去3カ年度間の同一業種の優良工事の表彰回数

	質問	回答
16	過去3カ年度間とは、いつからいつまでですか。	当該工事の入札公告を行う前年度から過去3年度間に完成した工事で、優良工事表彰を受けたものが対象となります。
17	対象とするのは同一業種のみですか。	そのとおりです。同一業種とは建設業法で規定する業種と同一であることを意味します。土木一式工事の入札案件であれば、過去3カ年度間の土木一式工事の優良工事表彰回数となります。

5. 過去10年以内の主任(監理)技術者の同種工事の施工実績

	質問	回答
18	過去10年以内とは、いつからいつまでですか。	過去10年以内とは、当該工事の入札公告を行う前年度から過去10年に、当該年度の入札公告日までを加えた期間とします。例えば、R2年9月1日公告の案件では、H22年4月1日からR2年8月31日までの期間となります。
19	いつの時点が該当していればよいのですか。	竣工した工事を対象としており、完成検査日で判断しています。
20	繰越工事はどう扱われますか。	発注年度に関係なく、工事完成検査後に、完成が認められた日の属する年度に計上します。
21	同種工事の施工実績を満たす資料とはどのようなものですか。	公告中[注釈]の注2で示している施工実績を満たしていることを証明できるものとしては契約図面が考えられます。そのほか、仕様書や設計書、コリンズに施工実績を満たす内容が記されていれば、それらも資料になりえます。資料の中で、施工実績の証明が出来ないと判断された場合、加点にはなりません。また、施工実績を満たす箇所にマーカーを引くなどすると、判断がしやすくなります。
22	配置予定技術者が同種工事を施工していたことを証明する資料とはどのようなものですか。	コリンズに記載されている技術者情報のほかに、主任技術者選任通知書、施工体制台帳などが考えられます。
23	企業の施工実績と配置予定技術者の施工実績は同一である必要がありますか。	同一である必要はありません。
24	配置予定現場代理人の資料は必要ですか。	技術資料の提出は配置予定技術者のみを求めていますので、配置予定現場代理人の資料は不要です。

25	配置予定技術者は途中で変更することが可能ですか。	技術者の途中変更は病気、死亡、退職などのやむを得ない場合を除き認めていません。やむを得ない理由により変更する場合、同等以上の実績のある技術者を配置してください。
----	--------------------------	--

6. 災害活動の実績

	質問	回答
26	災害活動とはどのようなものですか。	官公庁等からの指示により緊急的に実施した活動をいいます。大震災における道路等の仮復旧、台風による倒木撤去等、除雪作業などが挙げられます。ただし、年間維持管理業務委託の中で対応した活動や、災害の本復旧工事は対象としないのでご注意ください。
27	成田市以外の官公庁等からの指示による災害活動は認められますか。	成田市内の災害活動であれば認められます。ただし、成田市内で災害活動を行ったことを証明する資料がなければ、加点にはなりません。

7. 消防団協力事業所の認定

	質問	回答
28	消防団協力事業所として認定されるのはどのような事業所ですか。	消防長が消防団活動に協力している事業所等として認めた事業所となります。「従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等」、「従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等」などの認定基準があります。詳しくは、成田市消防本部消防総務課(0476-20-1590)へお問い合わせください。

8. 市内業者からの材料調達、市内業者への下請け実績

	質問	回答
29	過去2年以内とは、いつの時点が対象となるのですか。	材料調達あるいは下請けを行った成田市発注工事の契約日が過去2年以内であることを求めています。その工事が完了しているかどうかは問いません。市との契約書の写しと、材料調達業者あるいは下請業者との契約書等の写しの添付が必要です。

9. 安全衛生・社会福祉

	質問	回答
30	ボランティア実績はどのようなものが認められますか。	会社として行ったボランティアであり、その実績が証明できるものであれば認められます。地域美化活動以外では、交通安全活動への参加なども認められます。

31	雇用状況は、非常勤でも加点となりますか。	常勤の継続的雇用者を対象とします。非常勤は対象としません。
32	市内在住、高齢者などを証明する資料とはどのようなものがありますか。	運転免許証、保険証裏面の住所欄に記載があるもの、住民票等、証明できる資料を必ず添付してください。条件を満たしていても、それを証明する資料がなければ、加点となりません。
33	市内在住の女性の高齢者を雇用している場合、どのように評価されますか。	「市内在住の高齢者を雇用している」及び「市内在住の女性職員を雇用している」がそれぞれ該当していると評価されます。その他の場合も同様になります。
34	障がい者、高齢者、女性、若年者の役職は問わずに評価しますか。	評価対象は、被雇用者です。役員は対象としません。
35	障がい者雇用について、従業員49人以下の雇用主は届出義務がありませんが、どのように確認しますか。	雇用を証明する資料、障害者手帳等で確認します。

低入札価格調査について

	質問	回答
36	低入札価格調査の資料はどこから入手するのですか。	成田市契約検査課のホームページよりダウンロードして作成してください。
37	低入札価格調査の資料はどのように提出すればよいのですか。	低入札価格調査資料については、成田市契約検査課の窓口へ持参いただくか、郵送してください。(いずれも期限内必着)

38	低入札価格調査の対象となりましたが、期限までに資料の提出ができないのですが。	調査資料が期限までに提出されない場合は失格となります。なお、この場合に指名停止などのペナルティはありません。
39	低入札価格調査の対象となる入札を行った全ての者が技術資料を提出しなければならないのですか。	評価点の高い順に提出していただいております。評価点上位の候補者が失格等になった場合に、次の候補者へ資料提出を依頼するという流れです。
40	低入札価格調査の対象となった場合、調査の結果が出るまでの間、配置予定技術者及び配置予定現場代理人は他の案件に配置することは可能ですか。	落札者決定するまでは配置予定技術者及び配置予定現場代理人は他の案件に配置できません。ただし、当該案件と、他の案件のそれぞれが、技術者の専任や現場代理人の常駐を求めない場合は、その限りではありません。
41	保留通知が届きましたが、どのような意味ですか。	<p>保留通知には、入札の状況により3種類あります。</p> <p>①落札候補者ではないものの、候補者になりうる者で、調査基準価格を下回る価格で入札した場合。(候補者となった場合、低入札価格調査資料の提出を求める。)</p> <p>②落札候補者ではないものの、候補者になりうる者で、調査基準価格以上の価格で入札した場合。(候補者となった場合、落札予定者となる。)</p> <p>③落札候補者でなく、上位に調査基準価格以上の入札者がいる場合。(落札予定者となる可能性は非常に低い。)</p> <p>①②の場合、落札者が決定するまでは原則として配置技術者等を他で配置することはできませんが、③の場合は、落札予定者となる可能性が非常に低いことから、技術者等の拘束はしません。</p> <p>※落札候補者・・・最も高い評価点を得た者 落札予定者・・・成田市工事等指名業者選定審査会の審査を経て落札者となる者</p>